

## 県産水産物学校給食提供事業費補助金交付要綱

制定 令和2年7月9日付第202000079109号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、県産水産物学校給食提供事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、インバウンドの減少や輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じていると水産庁長官が認めた水産物について、学校給食用の食材として提供することにより将来のインバウンド需要、輸出の再開や外食需要等に対応できる生産・供給体制を維持することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、令和2年12月31日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止。

(2) 本補助金の増額を伴う変更。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は令和3年4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(書類の提出)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出先は、鳥取県農林水産部水産振興局水産課とする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行し、令和2年7月1日実施事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
<p>県産水産物 学校給食提 供事業</p>	<p>市町村 国立大学法人鳥 取大学 一般財団法人米 子市給食会 その他農林水産 部長が認める者</p>	<p>令和2年7月1日以降に支払われた経費を対象とする。原則県産水産物の県内の学校給食への提供に係る食材購入経費とする（アレルギーのある生徒等への代替の食材代を含む。）。 学校給食への県産水産物の提供については、各学校年12回、各回1人あたり100gを上限とする。 東京都中央卸売市場統計情報(2019年) (URL : <a href="http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp/mreport.aspx?gyoshucd=2&amp;year=2019&amp;month=0&amp;listno=51">http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp/mreport.aspx?gyoshucd=2&amp;year=2019&amp;month=0&amp;listno=51</a>) の魚種別製品別年平均単価等に基づき、水産物の食材費については高級魚500円/100g又は中級魚250円/100gを上限とする。ただし、水産庁長官が、鳥取県が定めた食材費の単価が、客観的なデータに基づく適正なものであると認めるものについては、この限りでない。</p>	<p>10/10</p>

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和2年度県産水産物学校給食提供事業計画書（実績報告書）

1 事業実施主体

事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	所在地	
	団体名	
	担当者氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	FAX 番号
	メールアドレス：	

2 事業の内容及び経費区分

項目	内容	実施時期	補助対象 経費	内訳	
				県費	その他
県産水産物学 校給食提供事 業	以下の学校を対象とし た給食への県産水産物 の提供		円	円	円
合計			円	円	円

### 3 収支予算（収支決算）

#### （1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
合計			円	円	

#### （2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
食材費	円	円	円	円	
合計			円	円	

### 4 事業完了予定年月日

### 5 他の補助金の活用

#### （1）活用の有無（有・無）

\*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

#### （2）活用補助金の概要

\*活用がある場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

### 6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

\*消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

### 7 添付資料

(1) 計画時

別紙の「学校給食に提供する水産物の計画一覧表」。

(2) 実績報告時

支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表及び証ひょう書の写し。

別紙の「学校給食に提供する水産物の実績一覧表」、実施状況写真。

様

職 氏 名 印

令和2年度県産水産物学校給食提供事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県産水産物学校給食提供事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「県産水産物学校給食提供事業」とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、県産水産物学校給食提供事業費補助金交付要綱（令和2年7月9日付第202000079109号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

番  
年 月 日

様

職 氏 名 印

令和2年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった、県産水産物学校給食提供事業費補助金について、県産水産物学校給食提供事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円
  
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
  
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額  
金 円
  
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
  
- 5 添付資料
  - (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額の清算の内訳
  - (2) その他、参考となる資料